

## 資料編

## 資料Ⅰ 監査委員制度とは

### 1 監査委員制度の沿革

#### (1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

#### (2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

#### (3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

#### (4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

#### (5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

### 2 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

監査は、その対象が財務事務か財務事務以外の事務かによって、「財務監査」と「行政監査」に大別することができます。

「財務監査」とは、財務に関する事務の執行および経営にかかる事業の管理の監査であり、財務に関する事務とは、具体的には、収入、支出、契約、現金・有価証券の出納保管、財産管理等の事務をいいます。

経営に係る事業の管理の監査とは、公営企業等の業務運営全般の監査であり、組織・人事管理、事務管理等を含んでいます(法第199条第1項)。

一方「行政監査」は、公正で能率的な行政を確保するため、平成3年の法改正で新たに追加されたもので、これにより監査の対象範囲が事務事業全般に拡大しました。したがって、「行政監査」については、地方公共団体の事務であれば、労働委員会及び収用委員会

の権限に属する事務など法に定める除外事務以外は、すべて監査の対象になります（法第199条第2項）。

この「行政監査」は、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかの観点を主眼に、監査委員の判断により実施されています（法第199条第2項）。

事務の執行については、正確性、合規性はもちろんのことですが、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査し適正化を図っています。

また、「行政監査」は不正または違法の摘発を旨とするものではありませんが、県民の県政に対する信頼を損ねるような法令違反や不祥事の根絶に向けたコンプライアンス推進への取組、綱紀の厳正保持などについても監査し改善を求めています。

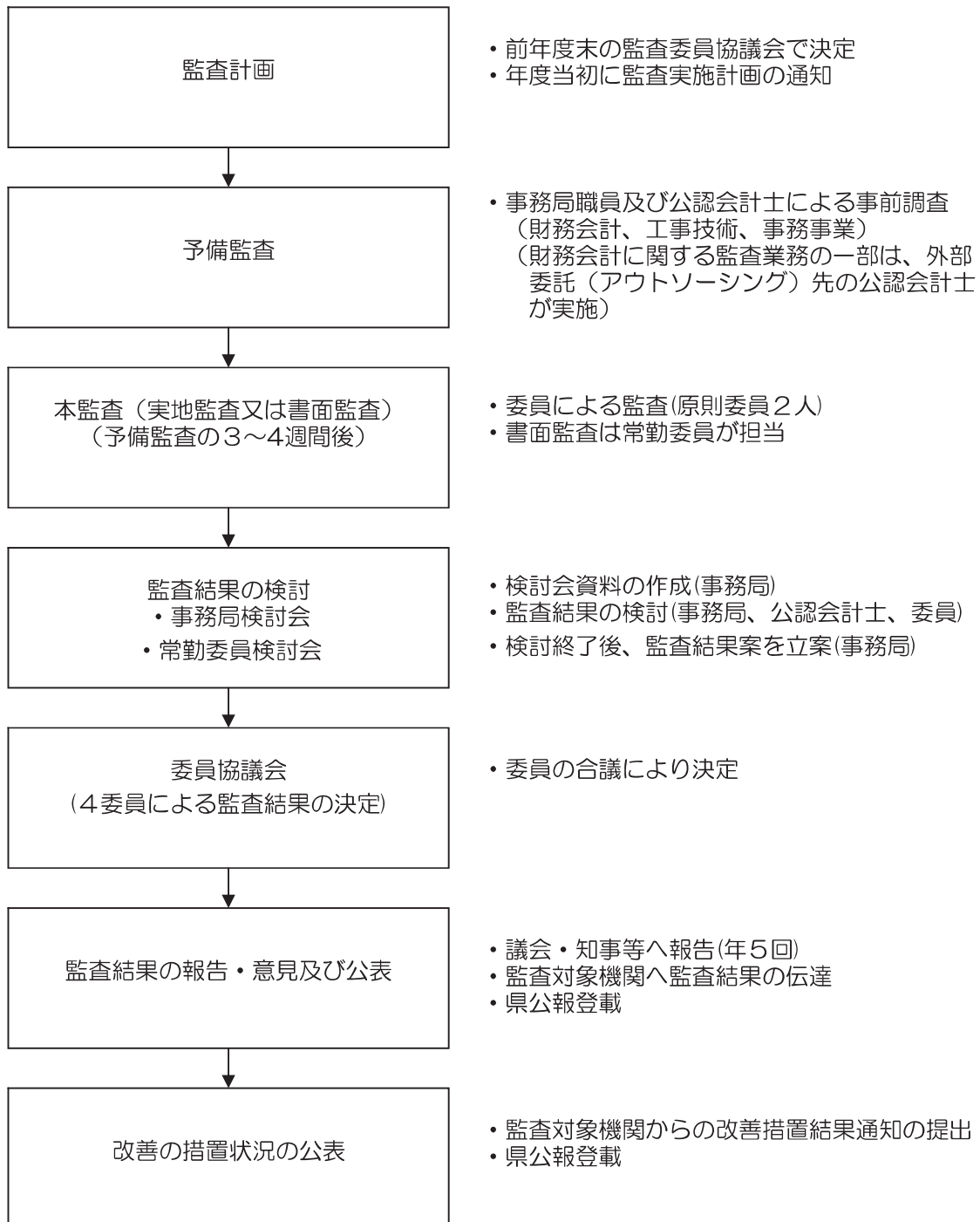
本県では「行政監査」を、毎会計年度の定期監査の中で実施していますが、緊急を要する課題や各部局にまたがる課題などについては、必要に応じて定期監査とは別に随時の監査として実施しています。

その他に、決算審査、財政健全化法による審査、例月出納検査、住民監査請求に基づく監査などを実施しています。

なお、すべての監査結果については、報告書にまとめて議会、知事及び関係機関に提出するとともに、県公報やホームページに登載し報道機関にも情報提供して公表し、県民への説明責任を果たしています。

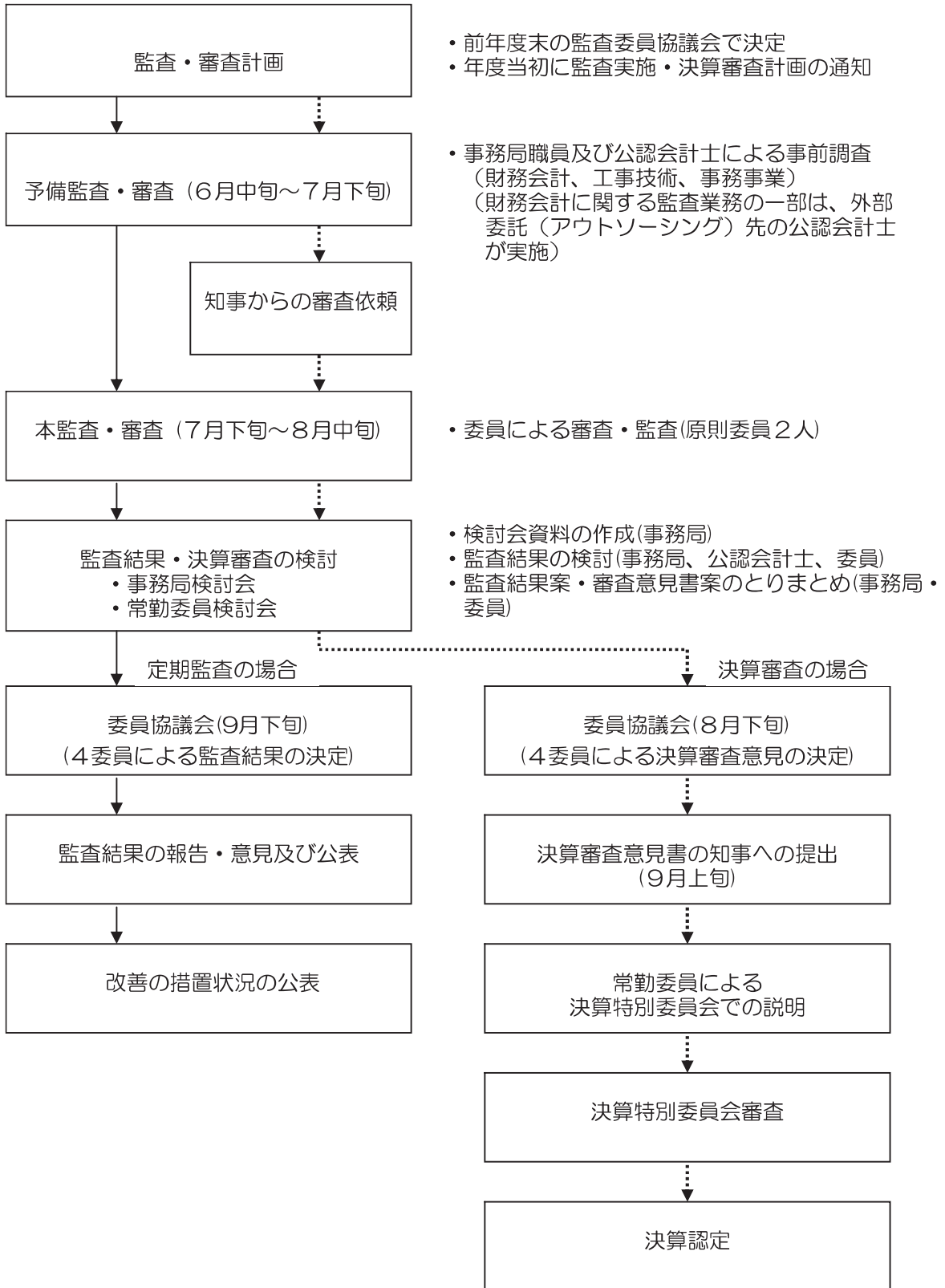
### 3 監査事務の流れ

#### 定期監査(出先機関)



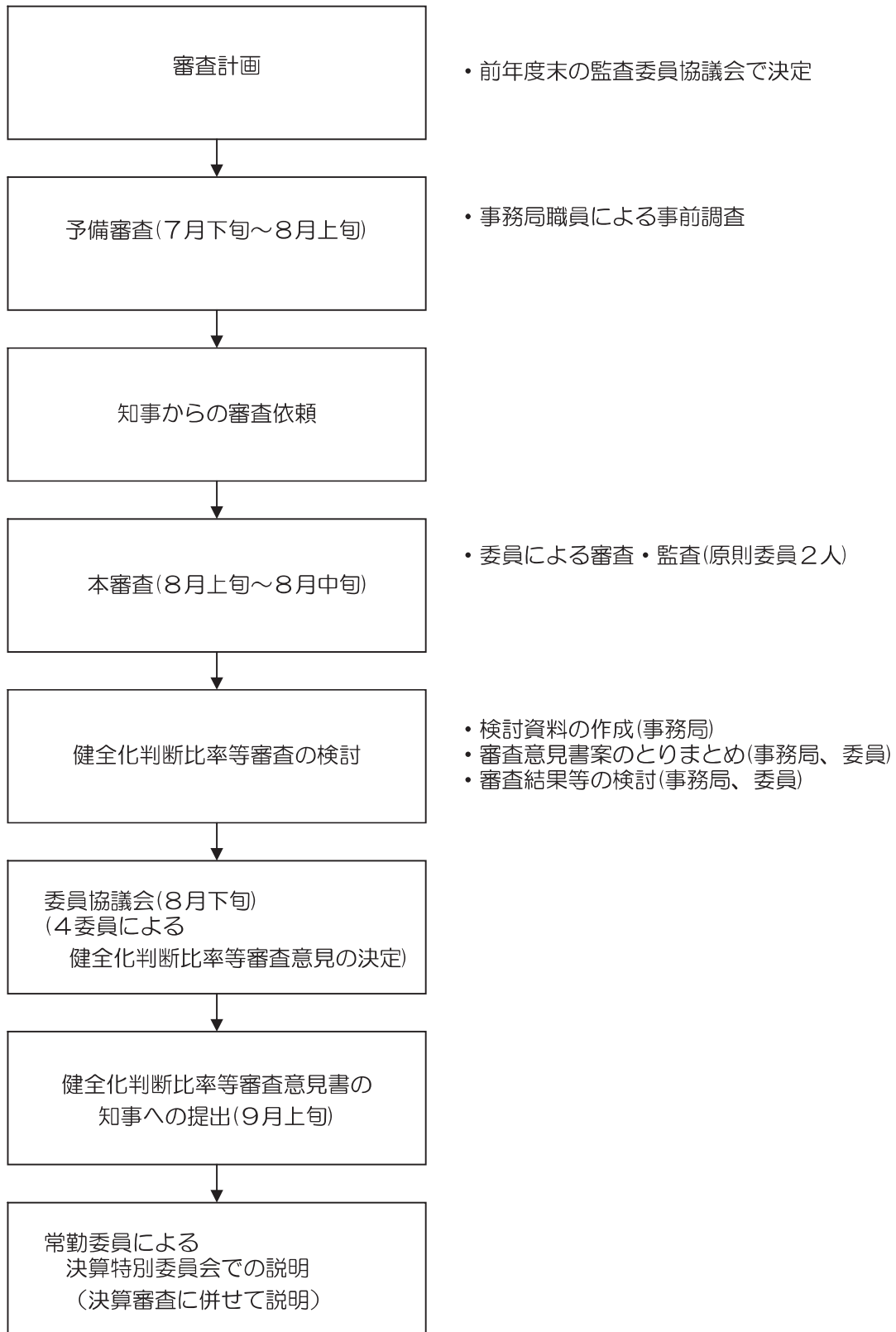
(注) 財政的援助団体等の監査についても、上記の流れに準じて実施しています。

**定期監査(本庁)・決算審査**

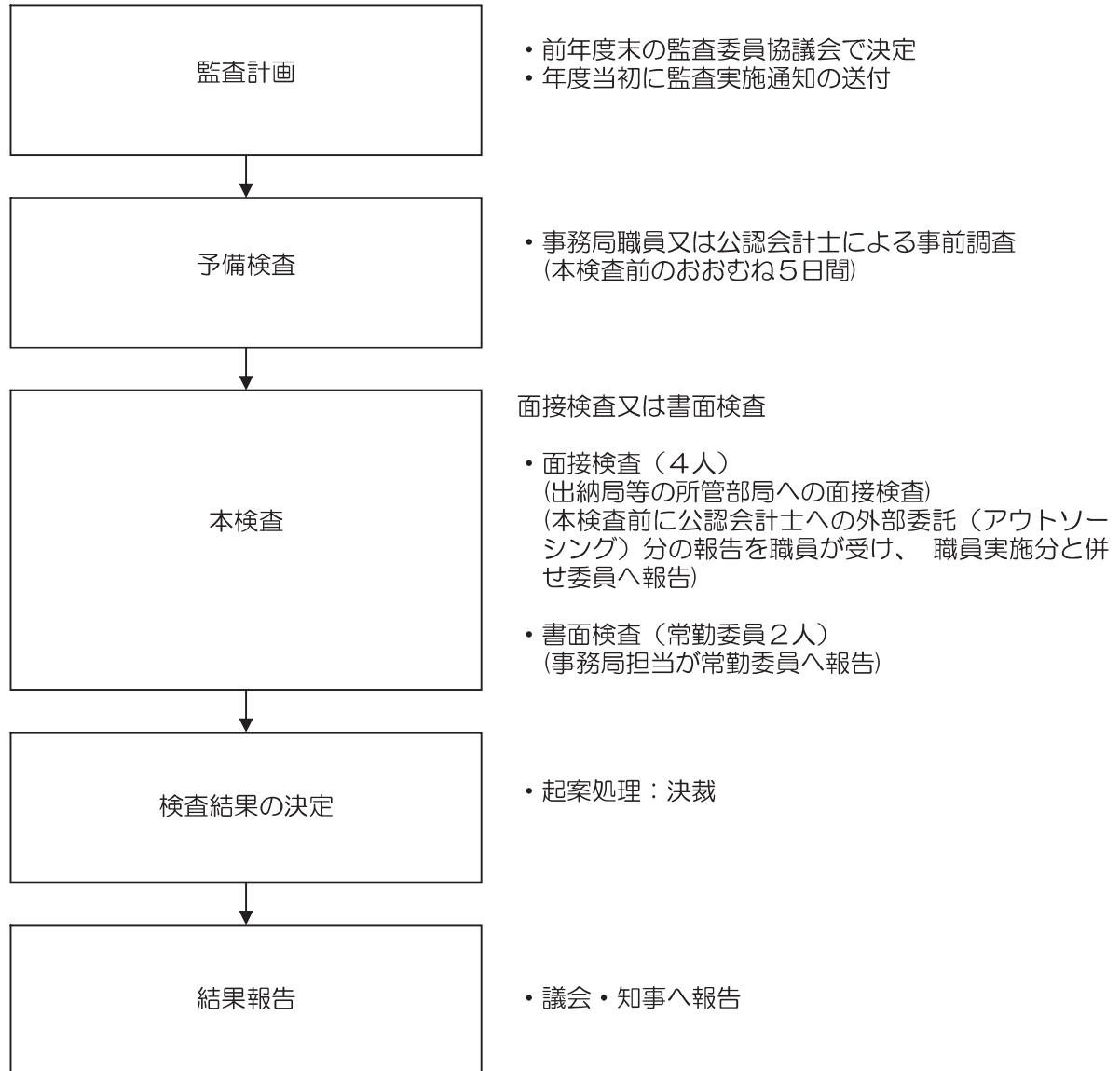


——▶ 定期監査(本庁)の流れ  
 .....▶ 知事からの依頼に基づく決算審査の流れ

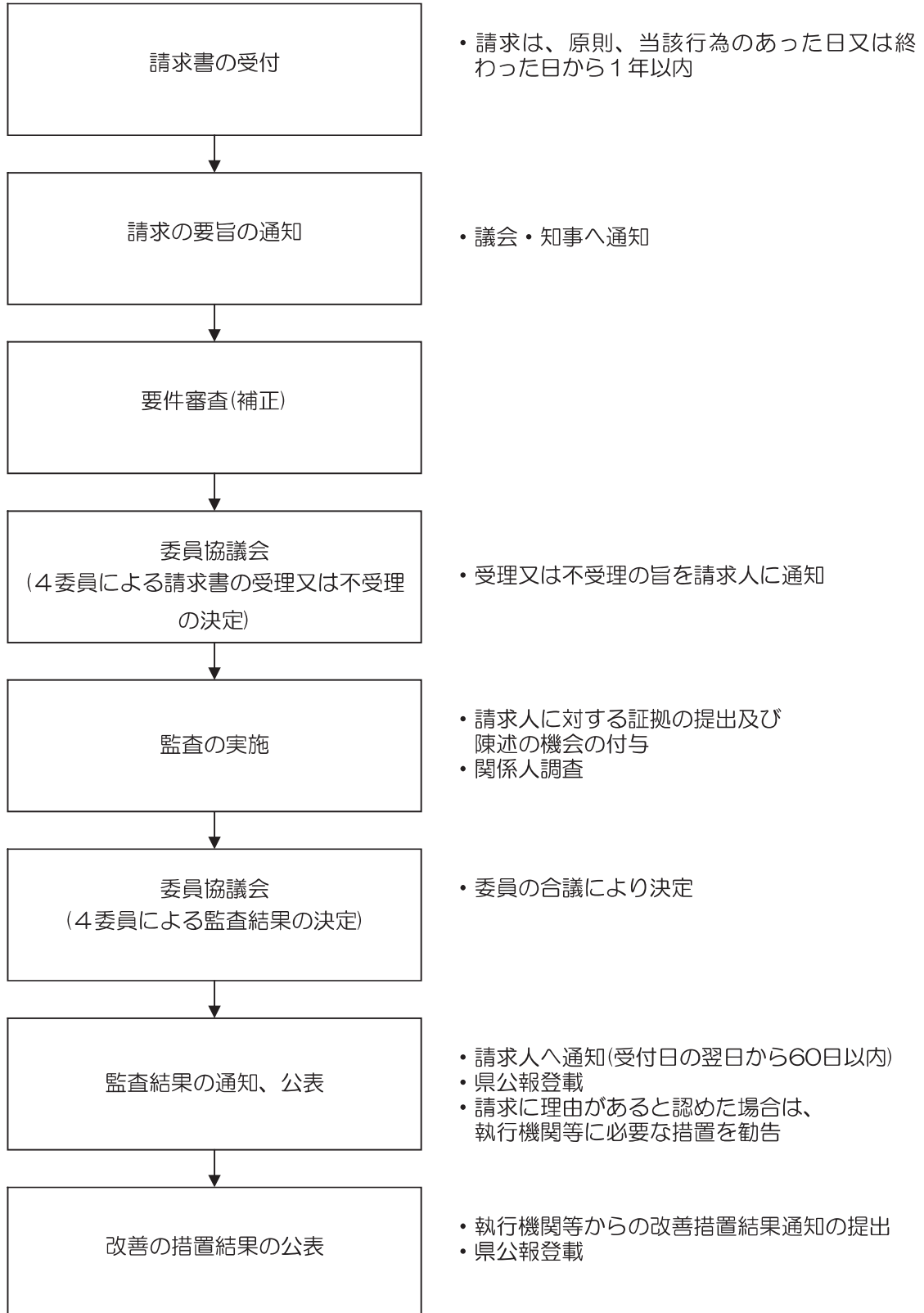
健全化判断比率等審査



例月出納検査(普通会計・歳入歳出外現金・基金・公営企業会計)



## 住民監査請求に基づく監査





## (参考) 監査結果の「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」とは

### 1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ、県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査の結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

### 2 監査結果の指摘等の区分

指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、次のとおりです。

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法令・条例・規則に違反している事項</li> <li>b 収入確保に適切な措置を要する事項</li> <li>c 予算を目的外に支出している事項</li> <li>d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項</li> <li>e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項</li> </ul>
注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
指導	<p>注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>
指導（検討）	<p>意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>

(注)「意見」に該当する事項で軽微なものは平成 27 年度から「指導（意見）」として区分し、平成 28 年度から「指導（意見）」は「指導（検討）」に名称を変更し、件数のみ公表しています。

### **3 監査結果に基づく改善の措置の公表**

指摘等の結果に対しては3ヶ月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

### **4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握**

指摘、注意、指導、意見及び指導（検討）については、その改善の措置状況の把握に努めるとともに、次回の監査においてもその内容を確認します。